

第2章 手帳の交付



第2章
手帳の交付

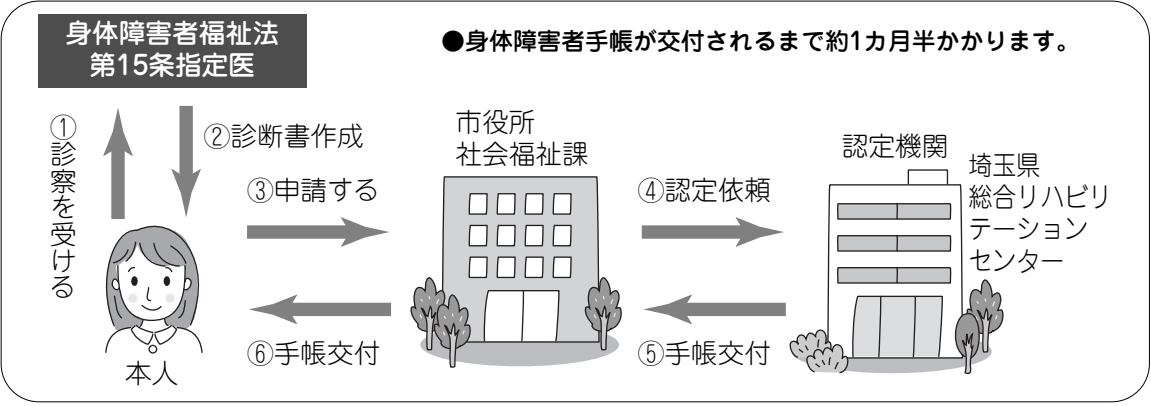
手帳は、障害の種類によって、3種類に分かれています。
この冊子に記載されているさまざまな制度に申し込むときをはじめ、いろいろな場面で役に立ちます。手帳を持つことによって受けられる主なサービスは、巻頭（→6・7ページ）の「障害区分・等級(程度)別制度・サービス一覧表」を参照してください。

身体障害者手帳の交付

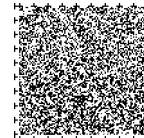
- 【対象者】** 視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能に永続する障害がある人
- 【障害等級】** 障害の程度により1級(重度)から6級(軽度)までに認定され、等級により支援の内容が異なる場合があります。
- 【問合せ】** 社会福祉課障害給付担当 (→10ページ)

※手帳の交付を受けるには、次の書類を添えて申請してください
(本人が15歳に満たないときは、その保護者が申請します)。

- ① 診断書(市役所社会福祉課にある所定の様式に、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が記入したもの)
- ② 印鑑
- ③ 写真2枚(タテ4cm×ヨコ3cm)



※手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。



事 項	手続きに必要なもの			
	手帳	写真	印鑑	診断書
① 住所が変わったとき	○		○	
② 氏名が変わったとき	○		○	
③ 手帳をなくしたとき		○	○	
④ 破損したとき	○	○	○	
⑤ 障害の程度が変わったり、新たに障害が生じたとき	○	○	○	○
⑥ 再認定を受けるとき	○	○	○	○
⑦ 障害がなくなったとき	○		○	
⑧ 障害者本人が死亡したとき	○		○	



療育手帳（みどりの手帳）の交付

【対象者】 児童相談所又は障害者更生相談所において、知的障害と判定された人

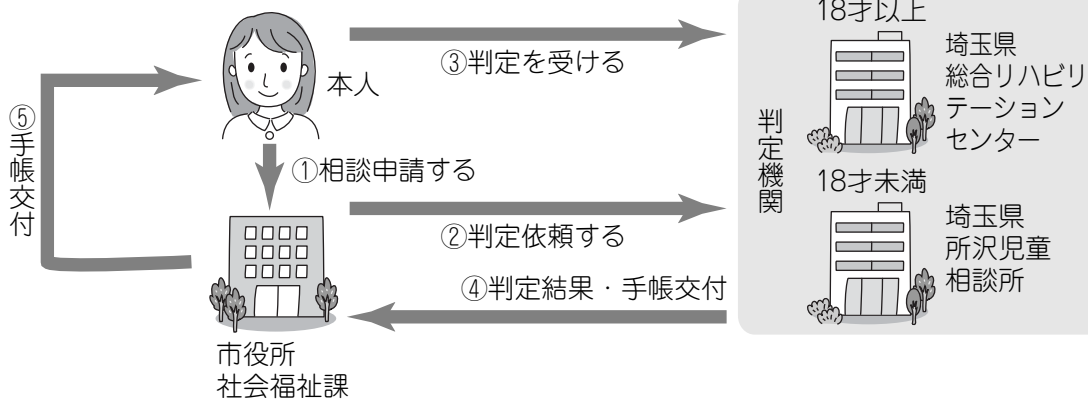
【障害等級】 障害の程度によりA（重度）からC（軽度）までに認定され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

【問合せ】 社会福祉課障害給付担当（→10ページ）

※手帳の交付を受けるには、次のものがが必要です。

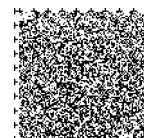
- ① 印鑑
- ② 母子手帳など、本人の生育歴に関するもの
- ③ 写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm）

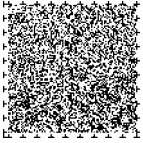
●療育手帳が交付されるまで、約1ヵ月半かかります。



※手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

事 項	手続きに必要なもの		
	手帳	写真	印鑑
① 住所が変わったとき	○	○	
② 氏名が変わったとき	○	○	○
③ 手帳をなくしたとき		○	○
④ 破損したとき	○	○	○
⑤ 再判定を受けるとき	○	○	○
⑥ 障害がなくなったとき	○		○
⑦ 障害者本人が死亡したとき	○		○





精神障害者保健福祉手帳の交付

手帳を取得すると等級により自動車税及び公共施設の減免や各種税の控除を受けることができます。

また、自立支援医療（精神通院）及び生活保護の障害者加算の手続きが簡素化されます。

【対象者】 精神疾患を有する人のうち、精神障害（知的障害を除く）のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人

【疾患名】 統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患

【障害等級】 障害の程度により1級（重度）から3級（軽度）までに認定され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

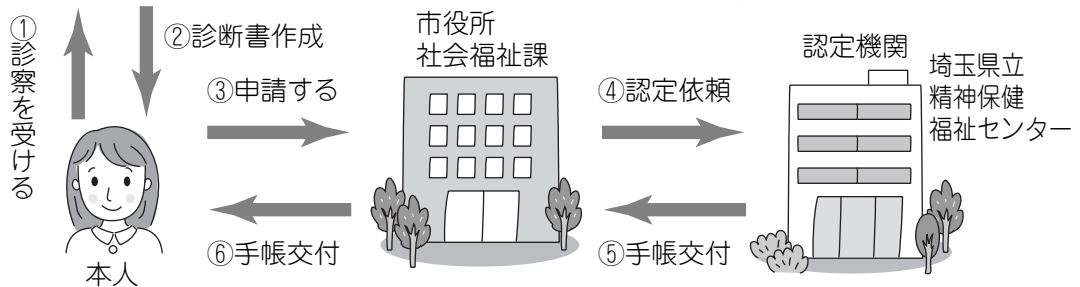
【問合せ】 社会福祉課障害給付担当（→10ページ）

※手帳の交付を受けるには、次のものがが必要です。

- ① 診断書（所定の様式）又は年金証書（精神障害を支給事由とする年金）の写し
- ② 精神障害を支給事由とする年金を受給している人は直近の年金払込通知書の写し
- ③ 印鑑
- ④ 写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm）

通院・入院先の医療機関

●精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで （診断書による申請の場合）



※手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

事 項	手続に必要なもの		
	手帳	診断書又は年金証書・年金払込通知書の写し	印鑑
① 住所が変わったとき	○		○
② 氏名が変わったとき	○		○
③ 手帳をなくしたとき	○		○
④ 破損したとき	○		○
⑤ 等級変更を受けるとき	○	○	○
⑥ 障害者本人が死亡したとき			○

※手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される人は、2年ごとに手帳の更新手続きが必要です。

診断書料の補助

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請時に必要となる医師の診断書に係る費用を補助しています。

【申請に必要なもの】 文書料が記載された領収書、本人名義の普通預金口座（ゆうちょ、銀行口座を除く）

【補助額】 実費（限度額5,000円）

【問合せ】 社会福祉課障害給付担当（→10ページ）

